

<2025年度 中途加入用>

(公社) 全国シルバー人材センター事業協会 御中

提出先: 株式会社全福サービス FAX: 03-3258-8878

加入依頼日

年 月 日

<ご加入時の確認事項>

私は、自分が保険契約者の構成員であることを確認のうえ、以下のとおり加入を依頼します。また、裏面記載の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容について、確認のうえ、同意します。

役員賠償責任保険・雇用関連賠償責任補償【法人版】
加入依頼書 (マネパケプラン・オプション)

・中途加入時は保険料が異なります。詳しくは全福サービスまでお問い合わせください。・中途加入のお申し込みは全福サービスホームページからお手続きが可能です。

Form with fields for: 加入者 (漢字), 住所, TEL, 被保険者 (従来型/マネパケ), 保険(補償)期間 (年 月 日午後4時 ~ 2026年4月1日午後4時), and a stamp area for 申込印.

従来型プランまたはマネパケプランの中から1つ加入プランを選択して○を付けてください。

※従来型プラン、マネパケプランの重複加入はできません。

※Cランクは新規国庫補助団体、国庫補助対象外団体、都道府県連合会の各社団法人を含みます。

Table for 従来型プラン (Traditional Plan) showing insurance types (J1-J4, options), coverage limits, and premium rates for ranks A, B, and C.

Table for マネパケプラン (Manepake Plan) showing insurance types (M1-M4, options K I/II), coverage limits, and premium rates for ranks A, B, and C.

【従来型・マネバケ】

☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。これらに事実と異なる記載をした場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

ご加入後に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、すみやかにご加入の取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご加入を解除することがあります。

【マネバケオプション】

ご契約後に申込書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。通知義務の対象ではありませんが、ご契約者の住所等を変更した場合にも、ご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。

<ご加入手続き方法>

- ①本紙にご記入・ご捺印いただき、本紙をご質問書 兼 告知事項申告書等と一緒に下記までご郵送またはFAX下さい。
- ②加入希望日の前日（前日が休祝日の場合はその前日）までに保険料を別紙記載の振込先までお振込み下さい。

取扱代理店：(株)全福サービス（全国シルバー人材センター事業協会保険係）

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-4-8 NCO神田須田町5F

TEL 03-3252-2012 FAX 03-3258-8878

個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）をご参照ください。